

問題の所在

- ① 一定規模以上の発電所建設(火力の場合11.25万kW以上)には、環境影響評価法にもとづく環境アセスメントに3年半～4年を要し、最短でも計画から建設までに6～7年を要する。また、一定規模以下の中規模発電所においても、自治体が条例により環境影響評価法以上の厳しい容量基準を設けているケースがあるため、建設までの期間が長期化する懸念がある(震災後、東電・東北電のみが自社敷地内に発電所を建設する場合に特別措置で環境アセスを免除されている)
- ② 一般電気事業者はこれまで送配電網と発電所の建設を一体的に実施してきたため、一般電気事業者の発電所敷地には、発電所建設にとって有利な条件が整っていると推定される。一方PPSにとってはこのような条件の発電所建設用地を確保することは容易ではない

改善要望

- 環境アセスメントの条件・期間に関しては、一律的な運用ではなく、**環境負荷に応じたきめ細かな条件へ見直し**
- 電源の分散化促進の観点から、小～中規模発電所の建設についても環境負荷に応じて自治体条例を緩和
- 需給逼迫対策としての環境アセスメントの免除は、**一般電気事業者以外の電源に対しても適用可能とする**(需給逼迫に貢献するのは一般電気事業者の電源だけではない)
- PPSや発電事業者等に対して、**一般電気事業者の発電所敷地内への電源建設を可能とする**(コロケーションルールの制度化)

問題の所在

日本卸電力取引所(JEPX)におけるH22年度の取引量は小売市場全体の0.6%に過ぎない

- ① 歴史的経緯から、自社エリア内需要に必要な供給力を保有している一般電気事業者は、競争相手であるPPSに対して、電力調達機会創出につながる行為を積極的に実施しない(実質的には旧経済融通ルール(余ったkWhの一部を一般電気事業者間で融通)での取引レベル)
- ② 取引市場に厚みがなく、信頼できる価格指標が形成されないため、新規電源の参入が進まない
- ③ JEPXは市場参加者(一般電気事業者、PPS、卸・自家発事業者)による運営となっており、利害関係があることから、抜本的な改善案の策定や参加者に対する改善指示などの実施が困難
- ④ 一般電気事業者と相対契約を結んでいる卸供給事業者(IPP)も供給余力をJEPX等に抛出できることが示されたが、利益配分などの課題もあり、実効性が不透明

改善要望

- 一般電気事業者に対する**JEPXでの一定規模(2-3割以上)の電源抛出(玉出し)・調達の義務化(マーケットメイク)**→適切な価格指標が形成され、新規発電事業者の参入促進も期待できる
- JEPXの**法定化・中立化による市場運営と市場監視機能の強化**
- IPPによる供給余力の活用(JEPXへの販売等)を実現する実効的なルール整備

(参考)公正取引委員会 電力市場における競争状況と今後の課題について(2006.6)

- JEPXの取引量は伸びてはいるものの、電力卸取引全体に占める割合はいまだに小さく、**より一層の活性化策**を講じていくことが必要
- JEPXの活性化に向け、1)玉出しの増大、2)監視機能の強化、3)情報公開の拡充、が必要

問題の所在

- ① **自治体保有の電源(特に公営水力発電、ごみ発電)の多くは、相対契約で一般電気事業者に販売されている**
 - 『水力発電』
約240万kWある公営水力発電は、一般電気事業者に対して長期(5年~10年)の相対契約となっている。
 - 『ごみ発電』
約170万kWの一部は入札による電力販売が実施されているが、多くのごみ発電は「事務処理等の手間」等を背景に一般電気事業者との相対契約となっている。
- ② **一般電気事業者のコスト改善の一環としてIPP入札制度の復活が検討されているが、相対的に事業規模が小さいPPSには同様の手段で競争力ある電源を調達することは事実上困難。**

改善要望

- 自治体の保有する電源に対しては、**公開入札による電力販売を義務化する**。
(当面の措置として、入札を実施しない場合は、当該自治体に説明責任を負わせる)
- 一般電気事業者がIPP入札を実施する際は、**応分負担によるPPSとの共同調達等を柔軟に実施**するよう、制度的な措置を要望。
- IPPが**PPSや卸電力取引所へも併売**することを認めるよう、制度的な措置を要望

問題の所在

- ① 託送スキームを使って回収される電源開発促進税と原子力バックエンド費用(過去分)については、PPSのお客様も負担しているにもかかわらず、PPSは大型水力や原子力の電気を利用する権利が与えられていない
- ② 一般電気事業者からPPSに対して提供している常時バックアップ電力についても、認識の相違などから利用面での制約が多い
 - 業務用契約電力の料金水準のお客様に対してのみ販売可能な価格体系
 - 一般電気事業者は、「常時バックアップはPPS制度創設に伴う過渡的な措置」と認識
 - 卸電力取引所を代替として利用するには、「安定的な量の調達が可能でない」、「取引所の排出係数が高い(H22年度受渡分0.620)」などの課題があり現状では困難

改善要望

- 大型水力や原子力など、**国策的な電源として建設されたベース電源における利用機会の整備**
- 契約種別(業務用・産業用)によらず提供可能な**適正水準での常時バックアップの価格設定のルール整備**
- PPSのシェアが一定比率に到達するまでは常時バックアップ利用の制限を原則禁止する制度措置
(卸電力取引所が常時バックアップの代替として十分機能するまでは、PPSにとって規模拡大に不可欠な電源。)

問題の所在

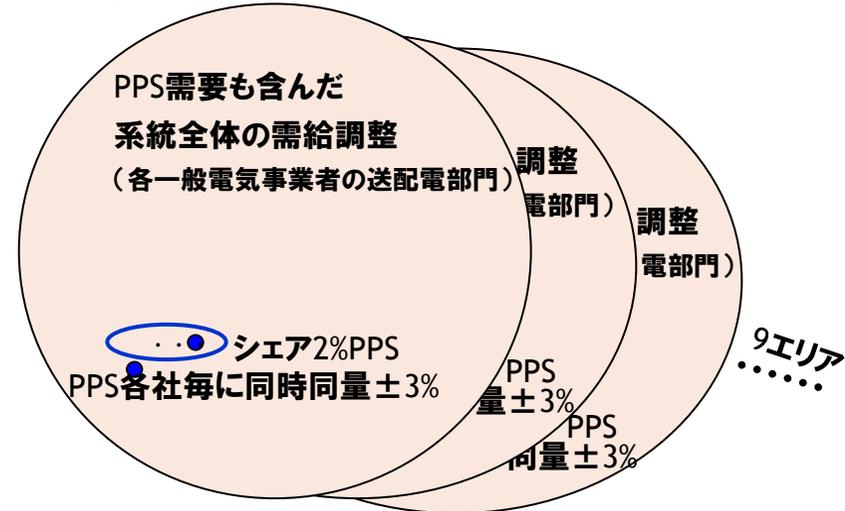
- ① シェア2%にも満たないウエイトのPPSに対し、変動範囲内±3%以内の厳しい同時同量制度を課す意義に疑問(震災後、東京電力管内では同時同量義務が解除されたが、PPSが同時同量制御をしなくても系統運用への影響はなかった。)
- ② PPSが各社ごとに同時同量制御を実施しているが、エリア全体の需給バランスはPPS需要も含め一般電気事業者の系統運用部門が制御しており、同時同量の意義が低いと考えられる
- ③ 各一般電気事業者、各PPS個別に調整用電源を保有しているため、系統全体では調整用電源の多重投資になっている
- ④ 需給バランスの調整を一般電気事業者の供給エリアごとに実施しているため、供給余力の活用や需給バランス運用の観点から非効率となっている可能性がある

改善要望

- 系統利用における**役割分担の抜本的な見直し**(ex. 計画値同量ルールの採用とアンシラリー(系統全体の需給調整)費用の適切な負担の採用 等)
- 需給調整運用コストの透明化に向けた**アンシラリー市場の創設**と運用
- 系統の**広域運営(ISO*)の実現**(まずは50Hz/60Hz別)

* ISO:Independent System Operator

○同時同量制度のイメージ



問題の所在

①インバランス料金については、自由化当初から徐々に見直されてきたものの、依然としてPPS事業にとって重い負担となっている

②特に変動範囲(-3%)超過の不足分の負担は「モラルハザード」防止を理由に高額な料金設定となっている

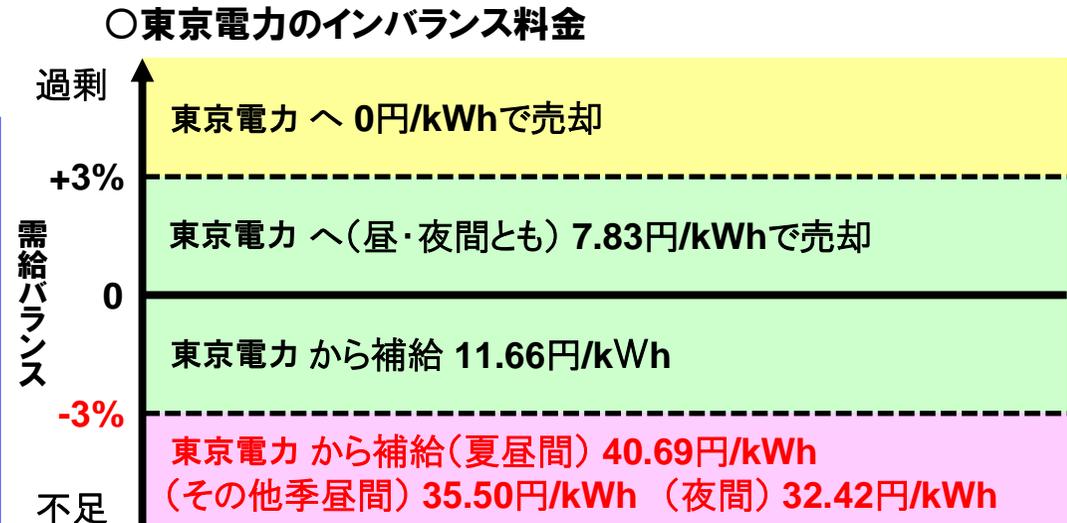
(参考)

40万kWの電源が夏季昼間時間帯に5時間停止し、他の代替手段が無くそのまま-3%超の不足が発生した場合のインバランス費用試算例

$$400,000\text{kW} \times 5\text{Hr} \times 40.69\text{円/kWh} \doteq 8\text{千万円} \rightarrow \text{経営上のリスク}$$

改善要望

- インバランス費用算定根拠の透明化
- 一層の透明化、アンシラリー電源の競争原理活用による低廉化に向けたアンシラリーサービスの市場化
- 当面の措置としての、料金水準の大幅低減



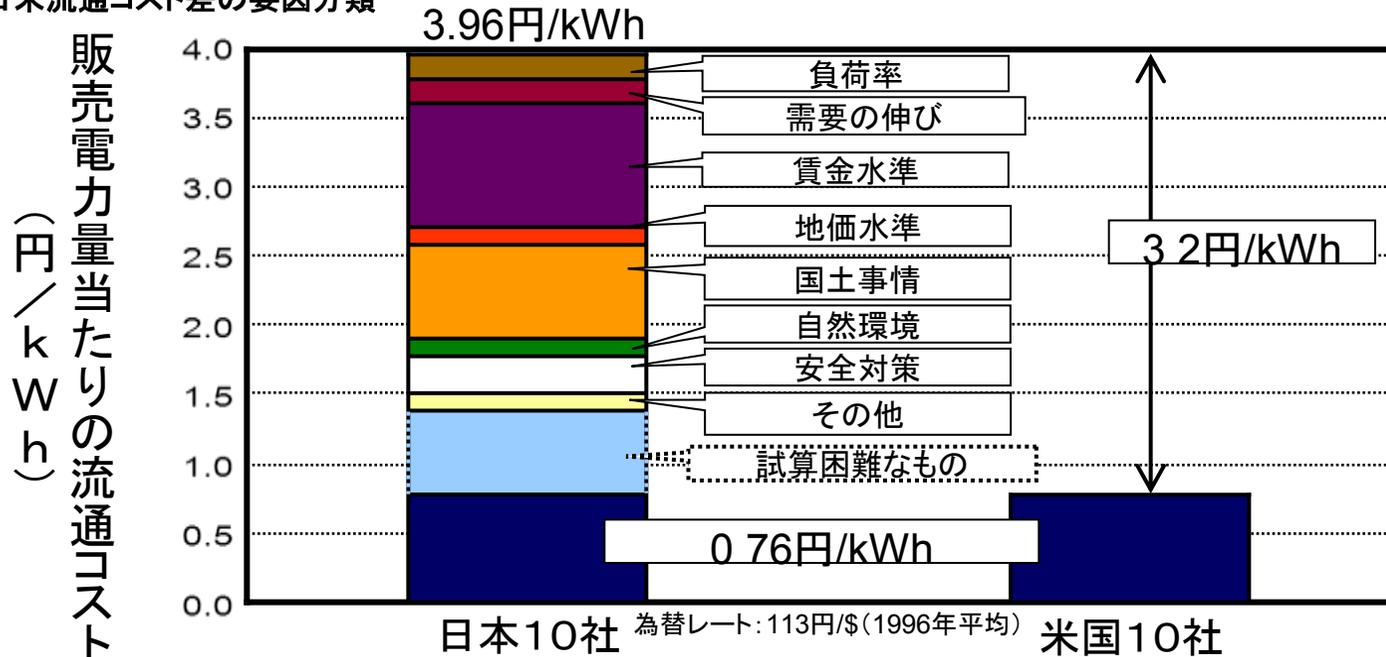
問題の所在

- ① 託送料金の負担が、シェアの小さいPPSの事業活動には大きな負担である
- ② 諸外国と比較しても、料金水準・小売料金に占める比率ともに高水準(高品質ではあることは認識)
- ③ 平成9年の電気事業審議会で「徹底的なコスト低減に向けた目標設定とフォローアップが重要」と整理されたものの実施されていないように見受けられる

改善要望

- 当面の措置としての**競争政策的な料金設定**(長期増分費用方式の採用など)
- 送配電ネットワーク構築における**国際調達手続き**(RFC:意見募集RFI:提案募集)の義務化

※日米流通コスト差の要因分類



出所) 平成9年電気事業審議会基本政策部会
電力流通設備検討小委員会中間報告

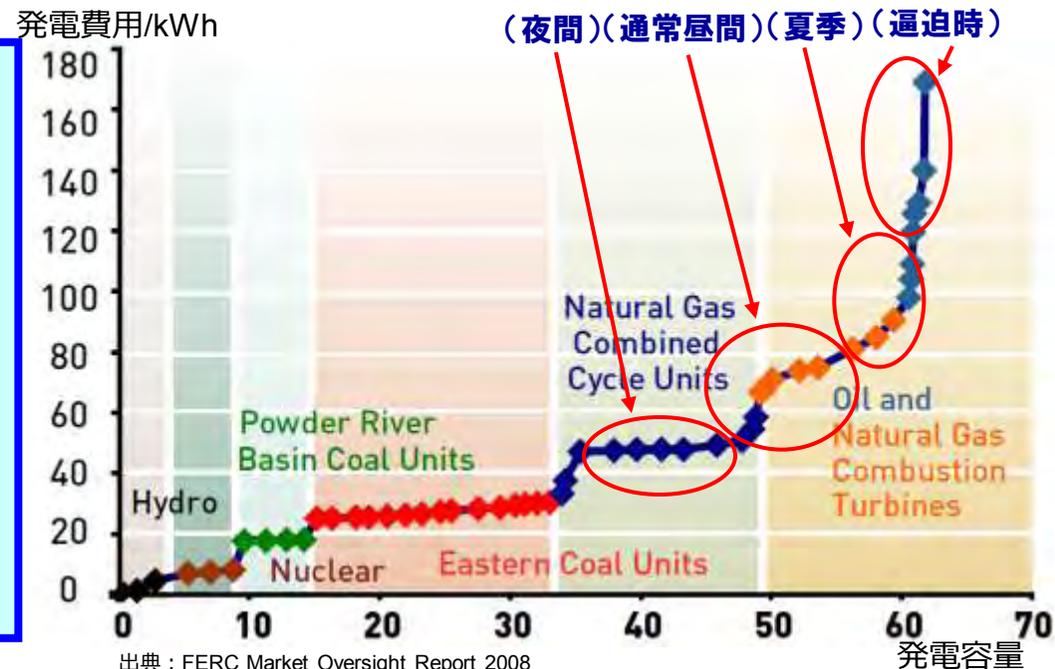
問題の所在

- ① 情報の不透明性から需給逼迫時等にお客様の適切な協力を誘導するのが困難である
 - ・PPSの需給調整が系統全体にどのような影響を与えているかが不明
 - ・発電部門との一体運用により、競争領域の費用が不透明
- ② エネルギーマネジメントに有効なアグリゲータ事業が進まない
 - ・託送のためにPPS電源だけが需要と紐付管理
 - ・需給調整(アンシラリー)にかかるコストが不透明

改善要望

- 一般電気事業者の系統運用部門における**系統運用情報、需給調整コスト等を透明化**することにより、需要側の協力を得やすくするとともに、アグリゲーション事業機会を創出
- 具体的には、前日までの供給力確保状況と当日の需給状況を、PPS等へリアルタイムに提供
- 将来的には、アンシラリー(需給調整機)の市場化(リアルタイム市場)

○需給調整(アンシラリー)費用イメージ

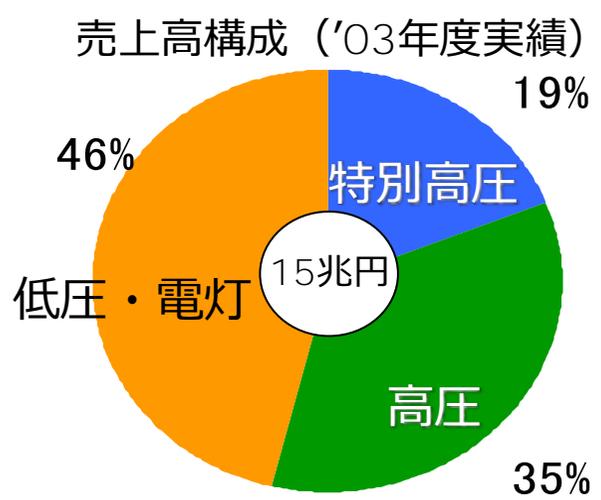
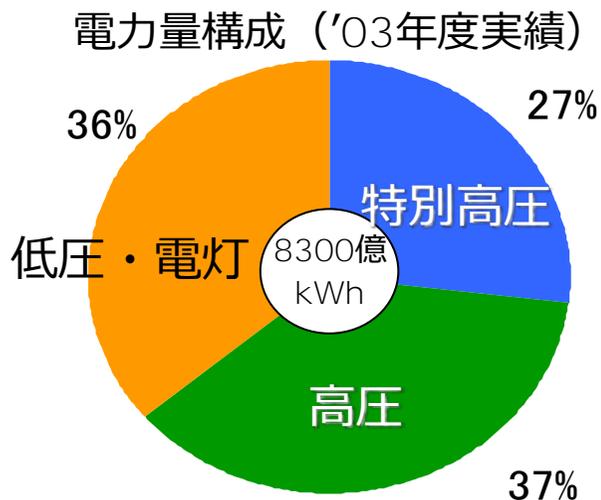
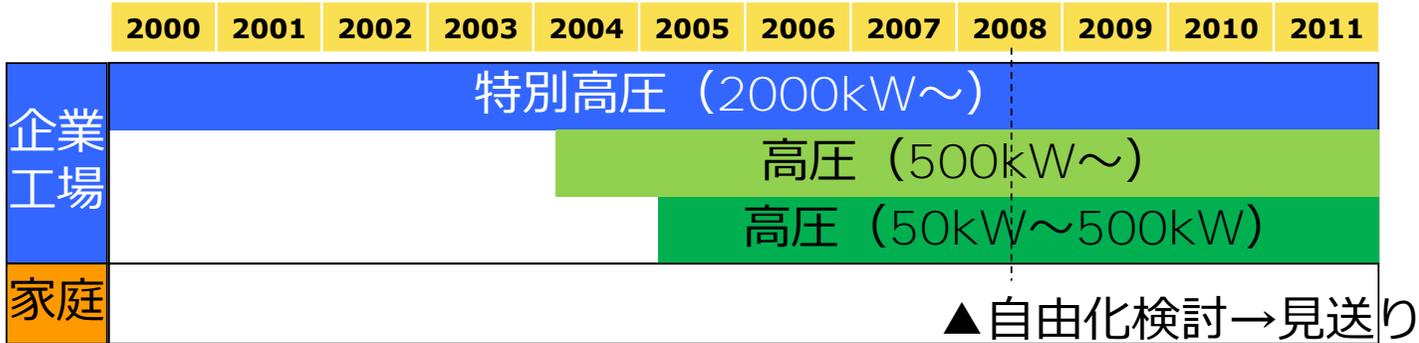


問題の所在

低圧のお客様への小売は自由化されておらず、自由化のメリットが多くのお客様に十分還元されていない

改善要望

発電分野や送配電分野における競争環境・インフラの整備と併せて、小売自由化範囲を拡大

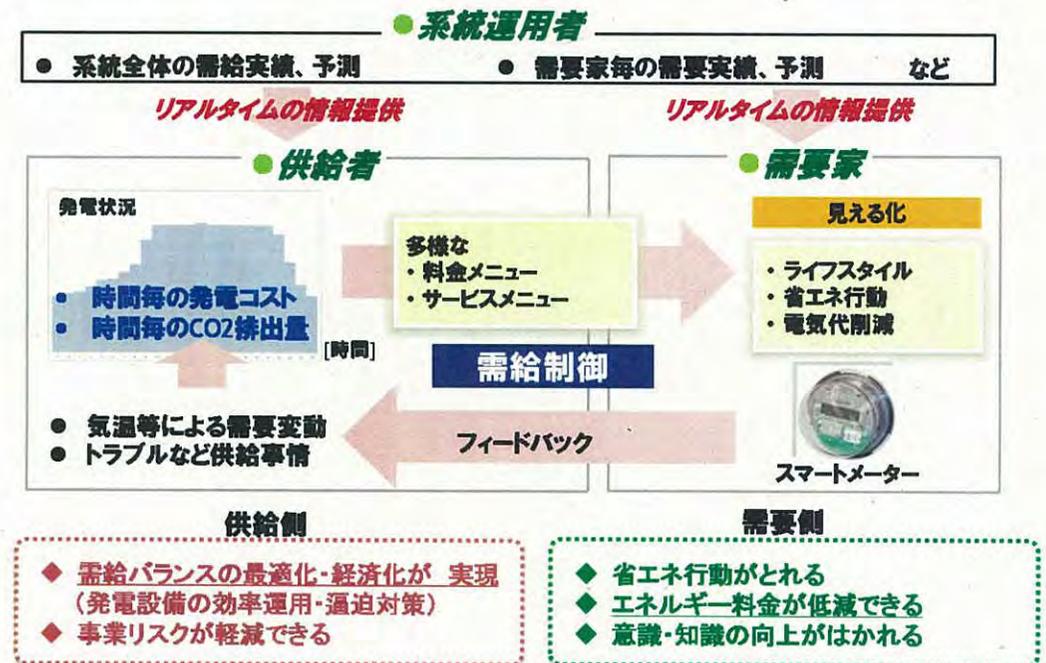


問題の所在

- ① 需給逼迫への対応として、一般家庭にも節電が求められている中で、適切な節電に必要な「見える化」の仕組みや、取り組みが評価されるインセンティブが十分整備されていない
- ② お客様の検針データや系統の電力需給情報に関するデータが、実績・予測ともにタイムリーかつきめ細かく提供されていない
- ③ 需要情報がオープン化されていないため、供給側/需要側の相互協調による最適な需給制御ができない
- ④ 系統運用部門におけるアンシラリー費用等(需給調整に必要な発電情報とコスト)に関する情報が提供されていないため、アグリゲータ等のお客様の省エネ・省CO2行動を支援するビジネスモデルが普及しない

改善要望

- お客様のピーク対策や適切な省エネ行動を支援するため、系統運用部門に対して**需給情報・需給予測**や**お客様毎の需要実績等**のリアルタイムな情報提供を義務化する
- 新事業の創出等による需給バランスの向上に向け、系統運用部門が実施する**アンシラリーサービス費用等を透明化**(将来的には市場化)する



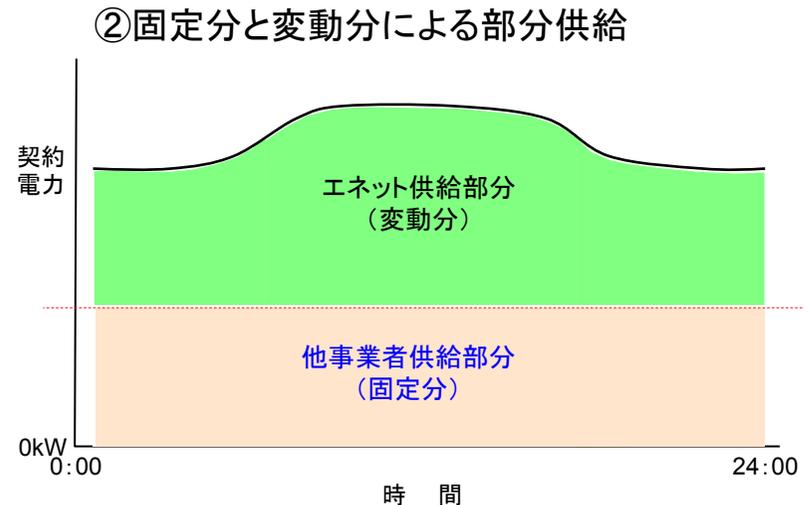
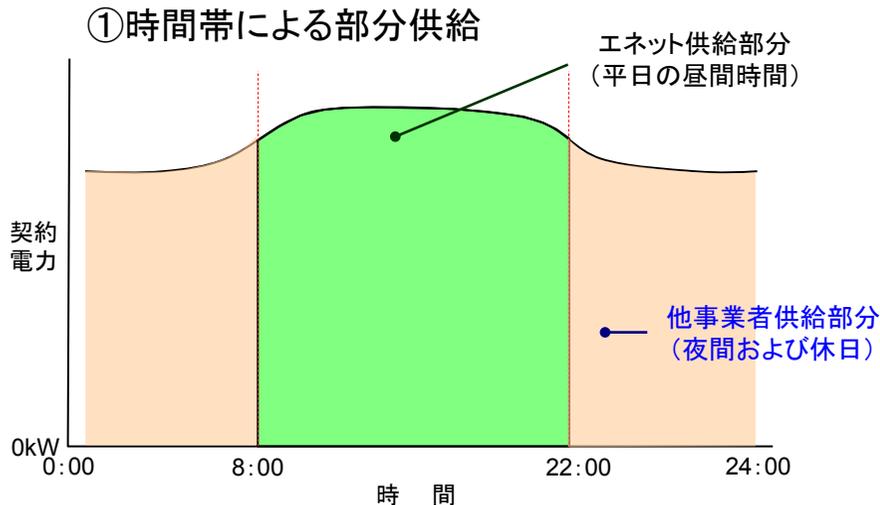
問題の所在

- ①お客様から要望があり、制度的な制約もないが、一般電気事業者が料金メニューを提示しない等の理由により、部分供給が実現していない
- ②ベース電源の確保が困難なPPSにとって、お客様の獲得機会の制限要因となっている

改善要望

- 一般電気事業者に対して、**部分供給に応じることを制度的に担保**
 (形態別の標準メニューの策定・公表の義務化、料金水準の適正化に関する適正取引ガイドライン等への規定、お客様に対する部分供給可能な旨の周知 等)

※部分供給は、一の需要家が複数の電力供給事業者より電力供給を受けることであり、下図の例のような方法がある。



問題の所在

- ①お客様から「100%グリーン電力」や「電源種別指定の排出係数での電気」を買いたいとの要望があり、供給者がIT活用により実現可能であるにも関わらず、制度的に実現困難な状況である（地球温暖化対策法により、お客様に対して提示できるCO2排出係数は、事業者の全電源平均値一つ。グリーンPPS会社設立による方法もあるが、設立・運営コスト等からサービス提供範囲は限定的である）
- ②PPSにとって、太陽光、風力などの天候の影響を受けやすい自然エネルギー源の活用は、30分同時同量(±3%)制約により調達可能量が限定的となる

[Kg-CO2/kWh]

改善要望

- 事業者別排出係数に関して、事業者のCO2排出量総量の範囲内で、お客様要望に応じた**排出係数の異なる電気の提供**が可能となるような制度改正を実施する。（総量との矛盾をきたさないようトレースする仕組みを構築）
- 当面の措置として、PPSの太陽光や風力発電の調達量に応じて**同時同量制度の対象外とする、または同時同量変動範囲を緩和するなどのルールを整備**する。

	平成21年度	
	実排出係数	調整後排出係数
関西電力	0.294	0.265
九州電力	0.369	0.348
北陸電力	0.374	0.309
東京電力	0.384	0.324
四国電力	0.407	0.356
エネット	0.429	—
北海道電力	0.433	0.423
JX日鉱日石エネルギー	0.433	—
ダイヤモンドパワー	0.467	—
東北電力	0.468	0.322
王子製紙	0.472	—
中部電力	0.474	0.417
F-Power	0.483	0.396
エネサーブ	0.498	0.447
丸紅	0.540	0.419
イーレックス	0.586	0.468
日本卸電力取引所(JEPX)	0.620	—
中国電力	0.628	0.496
日本テクノ	0.670	—
サミットエナジー	0.675	—
新日鉄エンジニアリング	0.685	—
オリックス	0.704	—
パナソニック	0.749	—
昭和シェル	0.901	0.387
沖縄電力	0.931	0.749

※エネットH22年度排出係数: 0.409